

## 一般社団法人 みんなの認知症予防ネット会員規約

### 第1条（会員）

1. この規約で会員とは、「みんなの認知症予防ゲーム」のリーダー養成講座を受講し、一般社団法人みんなの認知症予防ネット（以下当ネット）の掲げる設立の目的である、「みんなの認知症予防ゲームの体験会だけでは得られないスキルを習得する場、企業・団体・医療施設・地域コミュニティで活躍する場を提供する」こと、また「社会の全ての人々にみんなの認知症予防ゲームが身近なものとして受け入れられるように活動し、世界中の人々が認知症になってもならなくても、明るく元気に楽しく笑える日々の実現に貢献する」という目的と取り組みに賛同し、本規約を承認した個人である。

2. 会員となるには、リーダー養成講座受講後に、当ネット所定の申込書に登録内容を記載のうえ、当ネット宛にFAX、郵送、または電子メールにより送付し、正会員は、下記に指定する銀行口座に入会金を振込むこととし、入金確認をもって会員登録となる。尚、入会申し込みを受理し、一定期間が経過しても下記に指定する口座に送金が確認されない場合は、入会申し込みの取り消しとなる。リーダー賛助会員は、入会申込書の受理をもって会員登録となる。

### 3. 振込み口座（ゆうちょ銀行）

ゆうちょ銀行から振込む場合

記 号：10170

番 号：86354641

シャ) ミンナノニンチショウヨボウネット

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込む場合

店 名：〇一八（ゼロイチハチ）

店 番：018

預金種目：普通口座

口座番号：8635464

口座名義：一般社団法人みんなの認知症予防ネット

※：振込手数料は払込人負担

### 第2条（会員の種別）

1. 会員は個人会員のみとする。

2. 個人会員は、正会員、リーダー賛助会員の2種に区分する。

### 第3条（入会金、年会費および登録更新料）

1. 会員は当協会に対し、当ネットが通知した期日に、別表1に定める所定の入会金、年会費、登録更新料（正会員のみ）を支払うものとする。
2. 会員年度は毎年5月より翌年4月までとする。
3. 会員の資格は、退会の届出がない限り年会費の支払いをもって、1年毎に更新されるものとする。

### 第4条（会員の資格の喪失）

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - （1）退会したとき
  - （2）成年被後見人又は被保証人になったとき
  - （3）死亡又は失跡宣言を受けたとき
  - （4）年会費を納入しないとき
  - （5）除名されたとき

### 第5条（退会）

1. 会員は当ネット宛に所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。
2. 前項の場合、既納の入会金、年会費、登録更新料は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

### 第6条（除名）

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、当ネットは会員に通知の上、除名することができる。
  - （1）当ネットの名誉を棄損し又は当ネットの目的に反する行為をしたとき
  - （2）暴力団の構成員又は準構成員あるいは暴力団を背景とした企業活動を行い、その利益を暴力団に提供している企業またはその経営者であることが判明した場合
  - （3）罰金以上の刑（執行猶予付き判決を含む）に処せられたことが判明し、理事会において当ネットの会員として相応しくないと判断された者
  - （4）その他正当な理由があるとき
2. 前項により除名が当ネットの理事会で議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### 第7条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員が第4条または第5条の規定によりその資格を喪失したときは、当ネットに対する権利を失い、義務を免れる。ただし、会員がその資格を喪失しても、当ネットに既に納入した入会金、及び年会費等その他の拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととし、会員は未履行の義務は免れることはできないものとする。

#### 第8条（特典）

1. 会員は当ネットが提供する特典を利用することができるものとする。
2. 会員は、当ネットが必要と認めた場合、その特典の提供を中止、又は内容を変更することがあることを予め承諾するものとする。

#### 第9条（会費の使途）

1. 第3条の会費及び入会金は、当ネットの設立の目的、取り組み、事業について使用するものとする。

#### 第10条（届出事項の変更）

1. 会員は、当ネットに届け出た氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合は、遅滞なく当ネット所定の方法により届け出るものとする。
2. 前項の届出がないために当ネットからの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りでないものとする。

#### 第11条（電話又はインターネット等による取引等）

1. 会員は当ネットが定める所定のサービス及び特典等の申込み、当ネットへの問い合わせ、前条に定める届出等を電話又はインターネット等によって行うことができるものとする。

#### 第12条（管轄裁判所）

1. 本規約について紛争が生じた場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

第13条（準拠法）

1. 会員と当ネットとの諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(2016年5月23日制定)

(2020年3月18日改定)

別表 1

会員の種別、議決権、入会金、年会費、登録更新料、特典

種別	正会員	リーダー賛助会員
議決権	総会での議決権を持つ	無し（本会を賛助していただける方）
入会金	5万円	無し
年会費	1万円（但し初年度は免除）	2,500円（但し初年度は免除）
登録更新料	3,000円（2年毎）	無し
特典	各種講座参加時 50%割引 情報交換交流会等優先参加 応援派遣の依頼 情報誌送付 メーリングリストに参加 体験会開催応援	情報交換交流会等参加 応援派遣の依頼 情報誌送付 メーリングリストに参加 体験会開催応援

（2020年3月18日）